

青警本交規第588号  
平成25年11月15日

各所属長殿

青森県警察本部長

道路法等の一部を改正する法律及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について

平成25年6月5日に公布された道路法の一部を改正する法律（平成25年法律第30号。別添1）により道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の一部が、平成25年8月26日に公布された道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年政令第243号。別添2）により道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）の一部がそれぞれ改正され、平成25年9月2日から施行された。

法及び令の改正内容のうち、交通警察に関わる部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、警察庁において国土交通省と協議済みである。

記

## 1 改正の内容

### (1) 法の改正内容

#### ア 第17条第6項関係

国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制等を勘案して当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する一定の施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの等に限る。）を自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の支障のない範囲内でこれを行うことができることとされた。

#### イ 第27条第3項関係

国土交通大臣は、法第17条第6項の規定により上記アの工事を行う場合においては、令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとされた。

### (2) 令の改正内容

#### ア 第1条の6関係

法第17条第6項の規定に基づき国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができる都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物は、トンネル、橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とすることとされた。

#### イ 第1条の7第4項関係

法第17条第6項の規定に基づき国土交通大臣が道路管理者に代わって都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合において、国土交通大臣が権限を代行することなどができるよう、法の規定の適用についての技術的な読替えの方法が定められた。

#### ウ 第2条関係

法第17条第6項の規定に基づき国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び開始の日を告示しなければならないこととされた。

#### エ 第4条の3関係

(7) 国土交通大臣が法第27条第3項の規定により道路管理者に代わって行う権限は令第4条第1項第1号及び第3号から第32号までに掲げるもの（以下「代行対象権限」という。）のうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとされ、この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならないこととされた（第1項）。

なお、代行対象権限のうち、交通警察業務に関連する主なものは次のとおりである。

- a 道路の占用の許可（法第32条第1項又は第3項）
- b 道路標識等の設置（法第45条第1項）
- c 通行の禁止又は制限（法第46条第1項、法第47条第3項）
- d 特殊車両の通行許可（法第47条の2第1項及び第5項）
- e 通行の制限・禁止の場合における道路標識の設置（法第47条の4）
- f 通行の制限等を行う場合における都道府県公安委員会との調整（法第95条の2第1項）

(4) 上記(7)において協議により定められた権限は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事開始の日から、工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとされた（第2項）。

## 2 対応方針

令第39条第2項の規定により、法第17条第6項及び令第2条に定める国土交通大臣の権限並びに令第4条の3第1項の規定に基づき道路の管理者の権限を代行することとなった国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長（以下「地方整備局長等」という。）に委任されることとなるため、以下において、「国土交通大臣」が行うこととなるものについては、その委任を受けることとなる「地方整備局長等」と記載する。

### (1) 国土交通大臣の告示の内容の送付

地方整備局長等が令2条又は令第4条の3第1項の規定に基づく告示をしたときは、地方整備局長等から、地方整備局長等が工事を行おうとする区域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、遅滞なく、当該告示の内容を記載した書面が送付されることとされているので、以下の(2)に示した対応に誤りのないよう当該告示の内容を確実に把握すること。

### (2) 道路の管理者との協議等

地方整備局長等が令第4条の3第1項の規定により、道路の管理者の権限を代

行することとなった場合における道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第78条第2項に規定する道路の管理者を経由した道路の使用許可の申請書の提出、道交法第79条に規定する所轄警察署長と道路の管理者との協議、道交法第80条第1項に規定する道路の管理者の特例及び道交法第110条の2第3項に規定する都道府県公安委員会の道路の管理者への意見の聴取については、次により対応すること。

ア 道交法第78条第2項に規定する道路使用許可の申請書の提出

道交法第78条第2項による道路の管理者を経由する道路の使用許可の申請書の提出があった場合には、当該申請書は当該道路の管理者から所轄警察署長へ送付されることとなっているが、令第4条の3第1項の規定に基づき、地方整備局長等が道路の占有の許可に係る権限を代行している場合であって、地方整備局長等から道路の使用許可の申請書の送付を受けた場合は、道路の管理者の代理とみなし受理することは差し支えない。

イ 道交法第79条に関する協議

令第4条の3第1項の規定に基づき、地方整備局長等が道路の占有の許可に係る権限を代行している場合であって、地方整備局長等が当該道路の管理者と所轄警察署長との協議に係る事務を代理するものと認められる場合においては、今回の法改正の主旨に鑑み、当該協議に係る文書の送付先を地方整備局長等とすること。

ウ 道交法第80条第1項に規定する道路の管理者の特例

道交法第80条第1項に規定する道路の管理者の特例については、道路の管理者以外にこれを適用することはできない。ただし、地方整備局長等が法第17条第6項の規定により都道府県道又は市町村道の改築又は修繕を行う場合は、地方整備局長等が道路の管理者の代理として工事又は作業を行うものと認められることから、所轄警察署長が道路の管理者と道交法第80条第1項に基づく協議を行ったときは、当該地方整備局長等が改めて道路の使用の許可を取得する必要はないものと解する。

エ 道交法第110条の2第3項に規定する意見の聴取

これまでどおり道路の管理者である都道府県又は市町村に対し行うこと。なお、国土交通省から各道路の管理者である都道府県及び市町村に対し、令第4条の3第1項の規定に基づき、地方整備局長等が道路の管理者の権限を代行している場合で、道交法第110条の2第3項に規定する意見の聴取に関し、地方整備局長等の意見が必要と認められるときは、道路の管理者はあらかじめ地方整備局長等の意見を聴いた上で公安委員会に意見を送付することが望ましい旨が通知されているところである。

【本件担当】

交通規制課規制第一係

規制第二係

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条の二）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四節 道路の保全等（第四十二条―第四十七条の六）</p> <p>第四節の二 道路の立体的区域（第四十七条の七―第四十八条）</p> <p>第五節―第七節（略）</p> <p>第四章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合において、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことが</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四節 道路の保全等（第四十二条―第四十七条の五）</p> <p>第四節の二 道路の立体的区域（第四十七条の六―第四十八条）</p> <p>第五節―第七節（略）</p> <p>第四章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>25（略）</p>

できる。

7| 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(維持修繕協定の締結)

第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事をを行うことができ、そのことをあらかじめ定めておく必要があるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第二号において「維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において「維持修繕協定」という。)を締結することができる。

- 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域(次号において「協定道路区域」という。)
- 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 維持修繕協定の有効期間
- 五 維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項若しくは第六項又は第十九條から第二十二條の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受け

6| 第一項から第四項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項又は第十九條から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

ることを要しない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 (略)

(協議会)

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止する

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

(新設)

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三

ために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2・3 (略)

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものである場合には、この限りでない。

2 (略)

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

(限度超過車両の通行の許可等)

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（次条第一項及び第七十二条の二第一項において「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2・3 (略)

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものである場合には、この限りでない。

2 (略)

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 (略)

2 (略)

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2  
5  
7  
(略)

(限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等)

第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。

5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があったときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に

2  
5  
7  
(略)

(新設)

係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。

7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。

9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 （略）

（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）

第四十七条の五 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の三 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 （略）

（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）

第四十七条の四 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。

らない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当な回り道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 (略)

第四十七条の六、第四十七条の十一 (略)

(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に関する費用負担)

第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

(市町村の分担金)

第五十二条 前三条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 (略)

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合、指定区間内の国道の災害復旧を行う場合又は都道府県道若し

らない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 (略)

第四十七条の五、第四十七条の十 (略)

第五十一条 削除

(市町村の分担金)

第五十二条 第四十九条又は第五十条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 (略)

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合又は指定区間内の国道の災害復旧を行う場合においては、まず

くは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項若しくは第四項又は第五十一条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2・3 (略)

(境界地の道路の管理に関する費用)

第五十四条 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十四条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2・3 (略)

(境界地の道路の管理に関する費用)

第五十四条 第四十九条又は第五十条の規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十四条の二 第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(収入の帰属)

第六十四条 (略)

2 第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とし、第四十七条の三第七項の規定に基づく手数料は、国の収入とする。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)

は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の三第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項(第四十七条第二項若しくは第三項又は

(収入の帰属)

第六十四条 (略)

2 第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とする。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)

は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の三第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

(新設)

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項(第四十七条第二項若しくは第三項又は

第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(道路に関する調査)

第七十七条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造、道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況に關し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

2 5 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に關する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

(道路に関する調査)

第七十七条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造その他道路に關し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

2 5 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に關する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令(第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。)に違反した者

六 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

七 (略)

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者

四・五 (略)

第百三条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令(第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。)に違反した者

六 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

七 (略)

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十七条の三第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者

四・五 (略)

第百三条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百四条 第四十四条第四項又は第四十八条第二項(第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定

一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

二 第七十二条の二第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

による道路管理者の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
<p>目次                  第一章～第二章の四（略）                  第三章 道路に関する費用の負担及び補助                  第一節 道路の新設等に要する費用の負担（第二十条―第二十七条）                  第二節（略）                  第三章の二（略）                  第四章・第五章（略）                  附則</p>							
<p>（国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができ                  る施設又は工作物）                  第一条の六 法第十七条第六項の政令で定める施設又は工作物は、                  トンネル、橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物と                  する。</p>							
<p>（管理の特例の場合の読替規定）                  第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第                  七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、                  次の表のとおりとする。</p>							
第十三条第三項	都道府県	指定市	指定市以外の	第十三条第三項	都道府県	指定市	指定市以外の
読み替える規定	読み替えら れる字句	読み替える字 句（法第十七 条第一項の場 合）	読み替える字 句（法第十七 条第二項の場 合）	読み替える規定	読み替えら れる字句	読み替える字 句（法第十七 条第一項の場 合）	読み替える字 句（法第十七 条第二項の場 合）

(略)	(略)	(略)	第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	(略)	第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項	(略)	第十八条第一項、第五十条第一項
(略)	(略)	(略)	は	都道府県又は	都道府県の	(略)	
(略)	(略)	(略)		指定市又は	指定市の	(略)	
(略)	(略)	(略)		指定市以外の市又は	指定市以外の市の	(略)	市

2 法第十七条第三項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	(略)	第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項	(略)	第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項
(略)	(略)	(略)	は	都道府県又は	都道府県の	(略)	
(略)	(略)	(略)		指定市又は	指定市の	(略)	
(略)	(略)	(略)		指定市以外の市又は	指定市以外の市の	(略)	市

2 法第十七条第三項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)
	第十九条第二項	都道府県の	町村の
(略)	(略)	(略)	(略)
第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	市町村（町村を除く。）	
第五十三条第一項	都道府県又は	都道府県又は町村若しくは	
(略)	(略)	(略)	(略)
第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	町村又は	

3 法第十七条第四項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)
	第十九条第二項	都道府県の	町村の
(略)	(略)	(略)	(略)
第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	町村又は	
第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	市町村（町村を除く。）	
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第二項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項</p>	道路管理者
	道路管理者等
<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第二項及び第三項、第二十四条の三、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項から第五項まで、第七</p>	道路管理者
	道路管理者等

<p>、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第十八条第一項</p>	<p>第十六条又は</p>	<p>第十六条若しくは</p>
<p>道路管理者」とい</p>	<p>道路管理者」とい</p>	<p>道路管理者」とい</p>
<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は国</p>	<p>道路管理者又は国</p>
<p>十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>



第四十八條の十四第	項 第四十七條の七第二	第四十七條の四第一			項及び第三項	第四十七條の二第二	項 第四十七條の二第二	十一條第一項から第五 項まで、第七十二條第 一項及び第三項、第九 十二條第四項、第九十 三條、第九十五條の二 、第九十六條第五項前 段
道路管理者は、	協定を	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、第 四十六條第一項	の道路管理者	道路管理者を異に する二以上の道路 に係るものである とき（国土交通省 令で定める場合を 除く。）は、同項		
道路管理者等は	協定を	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六條第一	の道路管理者又 は国土交通大臣	第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項		



一・二 (略)  
三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。

四 (略)

五 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九條(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。 )の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の二第七項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。 )及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金(第十一号において「駐車料金等」という。 )を徴収すること。

六 法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

2 七〇二十三 (略)

第四條の三 法第二十七條第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四條第一項第一号及び第三号から第三十二号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二條第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四條第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五條 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七條第四項の規定により

一・二 (略)

三 (略)

四 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九條(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。 )の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の二第七項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。 )及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金(第九号において「駐車料金等」という。 )を徴収すること。

2 五〇二十一 (略)

(新設)

第五條 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七條第三項の規定により

当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇六 (略)

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七条の七第一項若しくは第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結し、又は法第二十八条の二第一項の規定による協議会を組織しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〇五 (略)

4 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第二項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号並びに前項第二号から第五

当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇六 (略)

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣又は指定市以外の市町村は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一〇五 (略)

3 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第二項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権

号までに掲げる権限

二〇四 (略)

5 | 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

6 | (略)

第十七条・第十八条 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 (略)

2 | (略)

3 | 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 (略)

二 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

限  
二〇四 (略)

4 | (略)

第十六条の二・第十七条 (略)

(占用料を徴収しない国の事業)

第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 一般会計をもつて経理する事業

二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業的性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 (略)

2 | (略)

3 | 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 (略)

二 法第三十五条に規定する事業(前条に規定するものを除く。及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの)

## 4 三〇六 (略)

## 第一節 道路の新設等に要する費用の負担

## (都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧(以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。)を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。))があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。)とする。

2 | 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額(収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額)があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築負担基本額」という。)に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額(第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築都道府県等負担額」という。)とする。

## 4 三〇六 (略)

## 第一節 国道の新設又は改築に要する費用の負担

## (都道府県負担額)

第二十一条 都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この条において同じ。))があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「都道府県負担額」という。)とする。

## (新設)

3| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第五項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

（国道新設等国庫負担額）

第二十二條 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、国道新設等負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じて得た額（以下この節において「国道新設等国庫負担額」という。）とする。

（国道新設等負担基本額等の通知）

第二十三條 国土交通大臣は、国道の新設等を行う場合においては、当該国道の所在する都道府県に対して、国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3| 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築負担基本額及び施設等改築都道府県等負担額を通知しなければならない。

4| 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又

（新設）

（国庫負担額）

第二十二條 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じて得た額（以下この節において「国庫負担額」という。）とする。

（負担基本額等の通知）

第二十三條 国土交通大臣は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧を行う場合においては、当該国道の所在する都道府県に対して、負担基本額及び都道府県負担額を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに負担基本額及び都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

（新設）

（新設）

は工作物の修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等修繕都道府県等負担額を通知しなければならない。

5 | 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

6 | 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

(国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十一条第一項、第二十二條並びに第二十三條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、同項及び第二十三條第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条第一項並びに第二十三條第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「

3 | 国土交通大臣は、前二項の規定により通知した負担基本額、都道府県負担額又は都道府県分担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

4 | 前三項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県負担額」とあるのは、「国庫負担額」と読み替えるものとする。

(都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十一条から第二十三條までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条及び第二十三條第四項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、第二十一条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、第二十一条以外の市」と、同条及び第二十三條第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条及び第二十三條中「都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三條第一項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指

指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三条第一項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市及び都道府県」と、同条第五項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは「、国道新設等国庫負担額」と読み替えるものとする。

2 | 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項及び第四項中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第二項並びに第二十三条第三項及び第五項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額」とあるのは「施設等改築負担基本額」と読み替えるものとする。

3 | 4 | (略)

定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市又は都道府県」又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と読み替えるものとする。

(新設)

2 | 3 | (略)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
  - 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十五条の三・第三十五条の四 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 (略)

- 2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十一号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第三十九条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、

(新設)

第三十五条の二・第三十五条の三 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 (略)

- 2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第四号及び第九号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第三十九条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、

地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇六 (略)

七 第二十三条第一項から第五項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

八〇十 (略)  
一一・一二 (略)

3 (略)

地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇六 (略)

七 第二十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により負担基本額、都道府県負担額（指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。）及び都道府県分担額を通知すること。

八〇十 (略)  
一一・一二 (略)

3 (略)